

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)
地域名 (地域内農業集落名)	日ノ出 (日ノ出)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

日の出地区は、小規模ではあるものの水稲と露地野菜の複合経営に加え、なるとオレンジなどの果樹が栽培されている。また、近隣に畜産農家もいることから耕畜連携の取組も行われている。課題は、農家の高齢化や後継者不足による耕作放棄田の増加や、農地の維持管理に加え獣害対策や法面の管理など労働力が不足している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

日の出地区では、水稲とたまねぎ、露地野菜、果樹、畜産などの複合経営を行っている。引き続き、果樹やたまねぎを中心に経営していくが、10年後には、担い手は数名まで減少していると考えられるため、農地の利用の在り方や農道や水路、畦畔などをどのように管理していくか考える必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.32 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

由良町由良地区の内、日の出集落区域とする。  
 (別紙地図のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手の高齢化が見込まれ、規模拡大志向の農家もいないため、経営継承を受けた若い担い手や新規就農者が現れた時は、その者に対して農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の集約化の際に活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
みかんなどの果樹栽培が行われており、経営継承を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①山が近いので、イノシシ、シカが出没するため、地域において対策を検討する。
- ②、⑨引き続き畜産農家と連携して耕畜連携や減肥料に取り組む。
- ⑤果樹栽培においては、経営継承を進めるとともに、高収益品種の導入も検討する。
- ⑦高齢化による担い手不足が進むなか、地区内で取り決めに共有し保全管理に努める。